平成２４年（フ）第２７号
金沢市額谷１丁目64番地１　メゾン高木202号、従前の住所石川県白山市河内町きりの里73番地
債務者　小橋　文子
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第２８号
金沢市西念３丁目22番18号
債務者　勢藤惠美子
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第４３５号
福井市花月４丁目６番12号
債務者　畑中　　繁
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４４０号
福井市照手４丁目12番20号
債務者　畑中早智子
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４０３号
福井市運動公園３丁目805番地　運動公園マンション102、旧住所福井市中野２丁目1512番地１
債務者　吉川　　明
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４０４号
福井市運動公園３丁目805番地　運動公園マンション102、旧住所福井市中野２丁目1512番地１
債務者　吉川眞里子
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２３号
福井県鯖江市柳町３丁目９番６号　鯖江駅東マンション206
債務者　堂埜　秀男
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３４号
福井県越前市村国２丁目４番121号　コーポあおき２―303、旧住所福井県越前市村国４丁目第18号２番地の26
債務者　内田　幸一
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３５号
福井市豊岡２丁目１番７号　市営住宅東安居団地７号館150号
債務者　藤井　瑩子
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４３号
福井市中野３丁目1004番地
債務者　友田　泰輔
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２２号
山梨県南アルプス市吉田1221番地　富士ハイツ３号
債務者　伊東　照幸
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３２号
山梨県甲斐市中下条849番地１　メゾン長田２―Ｄ
債務者　秋山　啓二
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２１号
岐阜市萱場北町１丁目３番地３
債務者　不破　朋美
1　決定年月日時　平成24年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１３号
岐阜県可児市広見４丁目24番地第一広見ハイツ105
債務者　**𥫱**合　洋子
1　決定年月日時　平成24年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２４年（フ）第２７４号
愛知県愛西市北河田町郷前676番地
債務者　鈴木　静子
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３７７号
名古屋市中村区畑江通１丁目10番地の１　畑江ビル205
債務者　井貫　庫次
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３号
三重県名張市梅が丘南３番町118番地
債務者　松﨑　政弘
1　決定年月日時　平成24年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
津地方裁判所伊賀支部